

平成 28 年度 第 3 回 安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：平成 29 年 1 月 19 日（木）

午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

場所：行政庁舎 9 階 第一会議室

○司会

それでは、ただ今から、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。

本日は、事前にお送りしておりました、会議次第、委員名簿、次第の下段に記載しております資料 1 と資料の 3 から 6 までのほかに、席次表、関係各課出席者名簿、資料 2、現行の安全・安心まちづくり基本計画をお配りしております。お手元にお揃いでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部佐野好昭部長より御挨拶を申し上げます。

○佐野環境生活部長

本日は、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、新年を迎えたところで、先日、まとまったばかりの今年の犯罪統計を御紹介させていただきますと、刑法犯全体の認知件数が 15 年連続の減少となったほか、近年、右肩上がりに増えていました特殊詐欺の被害につきましても、認知件数、金額ともに一昨年を大きく下回りました。これもひとえに県民や事業者、関係機関等の皆様の御尽力・御協力のお陰であると感謝しております。

しかしながら、これまでの委員会でもお話させていただきましたとおり、特殊詐欺につきましては、新たな手口が次々に出てきておりますし、子どもや女性を対象とする犯罪も依然として多数発生しております。

新計画案では、特殊詐欺について独立の推進方策を設け、あらゆる手段を活用して、被害の未然防止に努めていくとともに、子どもや女性の安全対策についても、対応を強化していくこととしておりますが、委員の皆様におかれましても、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

さて、本日は、今年度第 3 回目の委員会となります。前回の委員会後に実施しましたパブリックコメントの結果について御報告するとともに、前回の御意見等を踏まえて作成しました最終案について御審議いただきたいと考えております。

委員の皆様には、忌憚のない御意見や御提言をいただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

○司会

本日は、18名の委員中、11名の方に御出席をいただいておりますので、本委員会運営要領第2第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。議事録につきましては、各委員に御確認をいただいた後、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、今年度、初めての出席となるザンペイソフ・バクトグル委員、三浦均委員から、その場で一言ずつ、御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○ザンペイソフ・バクトグル委員

皆さん、こんにちは。ザンペイソフ・バクトグルと言いまして、カザフスタン人ですが、国籍はロシアです。主人の仕事で日本に来て22年くらいになりました。3人の子ども達が成人し、自分の自由時間が増えましたので、このような活動に参加したりして、日本の生活を楽しんでいるところです。よろしくお願いいたします。

○三浦均委員

皆様、こんにちは。御紹介を賜りました宮城県観光連盟の三浦でございます。これまでなかなか出席ができませんでした。できるだけこの会議に臨み、皆様と意見交換させていただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

なお、西條由紀子副会長におかれましては、所用のため、途中から出席される旨の御連絡をいただいておりますので、御案内申し上げます。

続きまして、本日出席しております事務局職員と安全・安心まちづくりに関連する事業を推進しております関係課室の担当者についてですが、お手元の名簿をもって紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今後のスケジュールについて、改めて御説明させていただきます。資料1を御覧ください。

本日は「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第3期・最終案）」について御審議いただき、答申をいただく予定にしておりますが、2月6日に知事を本部長として開催します、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり推進本部」、これは庁内の組織ですが、こちらにおきまして、委員会の答申案に基づく計画案が確定されることとなります。

その後、2月中旬から開催される予定の定例県議会に計画案を議案として提出し、議会での承認が得られれば、4月から新たな計画がスタートすることとなりますので、御承知

おきいただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事に移りますが、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定により、会長に議長をお願いしたいと存じます。大淵会長、よろしくお願い申し上げます。

○大淵憲一会長

それでは、議事に入らせていただきますが、基本計画の最終案について、事務局から説明願います。

○事務局

はじめに、11月の前回委員会後に実施しましたパブリックコメントの結果につきまして御説明いたしますので、資料2を御覧ください。

パブリックコメントにつきましては、12月14日から1月13日までの1か月間実施いたしました。基本計画の中間案について県のHPに掲載するとともに、県庁や各地方振興事務所の閲覧コーナーに備付けをいたしまして、意見の募集をいたしました。実施に当たっては、県政だよりやラジオ広報でお知らせしましたほか、各市町村や防犯協会に関係団体等への周知を依頼しましたが、その結果、2名の方から合計6件の御意見をいただきました。いただいた御意見の多くは、計画案に既に記載されている内容であったり、本計画の主な対象から外れる内容であったりしたため、御意見を受けて計画案に修正をしたところはありませんが、資料2に、いただいた御意見の概要と県の考え方について、計画案の体系に沿ってまとめておりますので、内容について簡単に説明させていただきます。

一つの目の御意見は、県内では、女性が犯罪被害にあう割合が全国平均よりも高いほか、女性に対するわいせつ事案が必ずしも減少していないため、是正が必要であるとの御意見です。この御意見に対しましては、県としましても、女性の安全対策を推進していく必要があると考えておりますので、計画案の推進項目「(9)女性を犯罪の被害から守るための対策の推進」のところに記載してありますとおり、安全教育の若年期からの推進や犯罪の発生状況等に関する情報の提供、被害にあった場合の関係機関の連携による適切な支援などを実施していきますということで県の考え方をまとめております。

次に、二つ目の御意見についてですが、地方では特に、性差別の問題が色濃く残っているため、是正が必要であるという御意見です。この御意見に対しましては、確かに旧来的な女性観等も社会の一部に未だに残っていると思われるため、この計画とは別の計画になりますが、「男女共同参画基本計画」に基づき、共同参画の理念等についての普及啓発に努めているほか、本計画においても、これも推進項目(9)のところになりますが、異性に対する理解を深めるための教育やDV等を許さない環境づくりを進めていくということで考え方をまとめております。

次に、三つ目の御意見ですが、女性に対する事案の予防という観点からは、重度の再犯

者の個人情報に関係機関が共有すべきという御意見です。この御意見に対してですが、安全・安心まちづくりのためには、加害者の再犯防止にも取り組んでいく必要がありますが、本計画は、犯罪の起きにくい環境の整備や県民等の自己防衛力の向上に向けた取組を主な対象としています。加害者の再犯防止に関しましては、昨年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されまして、今後、国において対応が進む見込みです。県としましては、国の動向を踏まえながら、各種施策を推進していく予定ですので、いただいた御意見は関係課に伝えたいと考えております。

次に、裏面を御覧いただきたいのですが、四つ目の御意見です。高齢者が地域で安心して生活できるよう、「リバースモーゲージ」や空き家を活用した取組を実施してはどうか。例えば、一人暮らしの方が居住する建物等を担保にして自治体から融資を受け、シェアハウスに改築したり、空き家をシェアハウスに改築したりすることなどが考えられるという御意見です。居住建物等を担保に生活資金等の融資を受ける「リバースモーゲージ」につきましては、県では、民間の金融機関が実施している取組に関する情報提供などは行っているところですが、御提案いただいた取組は、今後、各種施策を推進する上で参考にさせていただきます。

次に、五つ目の御意見ですが、特殊詐欺被害にあわないための啓発活動の一つとして、「一人暮らしの高齢者宅等への電話」が挙げられているが、余計怪しまれるため、削除した方がよいのではないかと御意見です。この御意見に対してですが、電話による注意喚起は、県警察等が委託事業により、実施しているものですが、犯行グループ等による詐欺行為は電話によることが多いため、同じ手段により注意喚起を行うことは有効な被害防止策の一つであると考えられますし、事前に注意喚起していたために被害を防止することができた事案も実際にあります。御意見のとおり、犯行グループ等からの電話と混同される場合もありえますので、工夫をしながら電話をするようにしていきたいと考えております。

最後の六つ目の御意見ですが、安全な通学路を実現するためには、学校周辺の交差点の信号機を歩車分離式にすることや、自動車の右折左折の際の事故防止対策を実施すること、高速走行ができないようにした上で、自転車の歩道内走行を可能にすることなどの対応が必要であるという交通安全に関しての御意見です。これも、先ほどの再犯防止と同様の回答になりますが、交通事故の防止に向けた取組は、県総合交通対策課等が中心となり取りまとめた「宮城県交通安全計画」に基づき推進しているところですので、いただいた御意見は関係課に伝えたいと考えております。

パブリックコメントの結果につきましては以上ですが、この資料2の内容は、意見募集の際と同様に、HPへの掲載や閲覧コーナーへの備付けにより、公表をする予定にしております。

次に、基本計画の最終案について説明させていただきますので、資料4を御覧下さい。この最終案は、前回の委員会でいただいた御意見を踏まえて中間案に修正を加えたほか、事務局と関係各課において改めて全体を確認し、表現の見直しをしたものです。既に御提

示しました箇所もありますが、網掛けにしております、前回資料からの変更箇所を中心に説明をさせていただきます。

はじめに、1枚おめくりいただいて、目次を御覧下さい。4の推進項目と具体的推進方策の(12)ですが、前回、藤澤委員からいただいた、「スマートフォンとの表現では、インターネットに接続できるゲーム機などが含まれないことになる。」との御意見を踏まえまして、「スマートフォン等」との表現に修正をしております。本文でも、「インターネット」と出てくるところは、「等」を付け加えております。

次に、1ページを御覧下さい。下から2番目の段落のところですが、「新たなまち」との表現が重複していましたので、見直しをしております。

次に、2ページを御覧下さい。(4)の計画の位置づけについてですが、前回、「そもそも犯罪者を生まないための取組や再犯の防止に向けた取組も必要ではないか。」との御意見をいただきました。県といたしましても、そうした取組にも積極的に取り組んでいく必要があると認識しておりますが、そうした取組は別の計画に基づいて推進している部分もありますので、各計画の関係について改めて整理をさせていただきます。資料6を御覧下さい。

この資料の上の方に「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」が記載されていますが、この2つが県の最上位の計画になりまして、この下にさらに分野別計画として様々な計画が策定されています。「安全・安心まちづくり基本計画」も、安全・安心の分野の計画の一つということになります。ただ、前回、御指摘いただきましたとおり、一口に安全・安心まちづくりと言いましても、様々な要素がありまして、「交通事故の防止」や「犯罪被害者の支援」、「犯罪の起きにくい環境の整備」、「加害者を生まないための人づくり」など、様々な分野の取組を総合的に行っていくことが、安全で安心なまちづくりにつながっていくと考えています。

そうした中で、「安全・安心まちづくり基本計画」は、「犯罪の起きにくい環境の整備」や「自己防衛力の向上」などに向けた取組を主な対象としています。交通事故の防止等に関しましては、「宮城県交通安全計画」に基づいて施策を行っておりますし、犯罪被害者の支援につきましては、「宮城県犯罪被害者支援推進計画」のほか、DVや高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待のそれぞれについて、関連する計画が策定されています。また、「加害者を生まないための人づくり」についてですが、罪を犯した人の更生につきましては、「宮城県地域福祉支援計画」に基づき、更生保護に関する理解の促進のほか、刑務所等の退所者のうち高齢や障害により福祉的支援が必要な方に対する社会復帰支援などの取組を進めています。そのほか、薬物乱用に関しては、「宮城県薬物乱用対策推進計画」に基づき、再乱用の防止に向けた取組を行っております。なお、パブリックコメントの結果のところでも御説明いたしましたが、再犯の防止につきましては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたところでした。今後、国における対応が進む見込みですが、県としましても、国の動向も踏まえながら、引き続き、各種施策を推進していきたいと考えてお

ります。また、加害者を生まないための教育や人間形成につきましては、「青少年の健全な育成に関する基本計画」や「宮城県教育振興基本計画」に基づき、家庭や地域、学校などが一体となって進めているところです。もちろん、この資料6はあくまでもイメージであり、左の箱囲いところに注意書きをしていますように、各取組は相互に関連していますので、県の各部局や関係機関が連携をしながら進めていく必要があると考えております。

次に、資料4の2ページにお戻り下さい。(4)のハのところ、今、御説明したような内容をまとめております。具体的には、「本計画は、犯罪の起きにくい環境の整備と各県民・各地域の自己防衛力の向上に向けた取組を主な対象としています。安全で安心なまちを実現するためには、犯罪被害者への支援や加害者を生まないための人づくり、罪を犯した人の更生などについても積極的に取り組んでいく必要がありますが、被害者支援については「宮城県犯罪被害者支援推進計画」などに基づき、人づくりについては「宮城県教育振興基本計画」や「青少年の健全な育成に関する基本計画」などに基づき、関係機関・団体と協力の上、各部局が相互に連携しながら推進していきます。また、罪を犯した人の更生については、「宮城県地域福祉支援計画」に基づき、更生保護に関する理解の促進のほか、矯正施設（刑務所、少年院等）退所者のうち高齢や障害により福祉的支援が必要な方に対する社会復帰への支援などの取組を進めているところですが、再犯の防止等の推進に関する法律の施行などの国の動向も踏まえながら、今後も必要な取組を行ってまいります。」とまとめさせていただいております。また、ひとつ上のロのところでは、「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」について記載がされていますが、御覧のとおり見出しと記載内容に修正をしております。

次に、3ページを御覧下さい。参考として、「宮城の将来ビジョン」について説明をしておりますが、この将来ビジョンは当初、今年度末までを計画期間としておりましたが、震災復興計画の終期に合わせて、平成32年度までに延長される見込みですので、そのことを踏まえて記載内容の修正をしております。

次に4ページを御覧下さい。計画の位置づけに関する図を新たに盛り込んでいます。

次に、5ページの一番下の段落ですが、前回、菅原委員から家庭教育や子どもの健全育成等に関して、御意見をいただきました。先ほどの計画の位置づけに照らしますと、人づくりの部分になるかと思いますが、重要な問題意識ですので、この「子どもを取り巻く現状」のところに記載をさせていただいております。

次に、6ページを御覧下さい。下から三つ目の段落のグローバル化の進展に関して記載している箇所ですが、記述がやや冗長でしたので、コンパクトに整理をさせていただいております。

次に、12ページを御覧下さい。(4)のハの2段落目ですが、国や他の都道府県との連携に関する記載の部分が分かりにくかったため、修正をしております。他の都道府県との情報交換の結果等は施策に活かすととともに、先進的な事例等は市町村などにも情報提供していきたいと考えています。

次に、14ページ、15ページを御覧下さい。こちらには、推進項目等の体系をまとめておりますが、事前に送付しておりました資料では、15ページの推進方策の一部に欠けてしまっているところがありました。大変失礼いたしました。本日配布の資料では修正をしております。なお、「インターネット」のところに「等」をつけた以外は、内容において前回の資料から変わっているところはありません。

最後になりますが、少し飛びまして、27ページを御覧下さい。ロの三つ目の項目のところですが、「ヘルパーや介護ボランティア」という表現をより包括的に「介護従事者」と修正しております。なお、前回、佐藤委員から、「この研修会とはどういったものを考えているのか。」という御質問をいただきました。障害者の権利擁護等に関する研修は、現在でも県や各福祉団体等により行われているところですが、そうした研修を、ここで挙げている医療機関や社会福祉活動団体、介護従事者等を対象に、より幅広く実施していきたいと考え、記載をさせていただいたものです。

最終案についての説明は以上でございます。

○大淵憲一会長

どうもありがとうございました。パブリックコメントへの対応、それから最終案についての御説明をいただきました。資料4の冊子でアンダーラインが引かれているところが第2期計画から追加や変更があった箇所です。それから、主に説明がありました網掛けの部分が、前回の会議において委員の方々からいただいた御意見などを基にして加筆修正した箇所ということになっております。ただ今の説明に対し、御意見や御質問、あるいは御提言がありましたら、お願いします。

○藤澤美子委員

27ページの「ロ 障害者の見守り活動の推進」のところの四つ目の項目についてですが、この書きぶりですと、障害者施設の入所者と住民の方との交流ができるような内容が読み取れないように思います。各施設は地域の方々との交流を深めていくことが大事だと思います。例えば、災害発生時などは施設の体育館等が避難所になる場合もあるはずですので、普段から交流を深め、情報交換しながらコミュニケーションを取っておけば、いざというときに相互に関わり合えるのではないかと思います。そのような記載があると良いと思います。

次に、34ページについてですが、「ハ 深夜小売業施設のセーフティステーションとしての活用の促進」のところの「深夜小売施設」は「深夜小売業施設」の間違いではないでしょうか。また、参考欄で「まじゃん屋」は「まあじゃん屋」の間違いではないでしょうか。

○大渕憲一会長

二つ目の誤記等に関する質問は、事務局で確認の上、修正いただいでよろしいでしょうか。一つ目の質問については、施設の防犯的な観点から見て、地域との交流が必要ではないかという趣旨だと思いますが、事務局ではいかがでしょうか。

○事務局

県では、福祉施設に対する監査等の機会を利用して、それぞれの施設単位で地域との交流を深めるよう助言を行っております。また、福祉施設に対する防犯訓練の記載については、昨年発生した相模原市での殺傷事件を受けて追加したものです。同事件後に国から各都道府県に対して、施設の防犯体制の強化についての通知がなされています。その中でも、地域との交流を図りながら防犯体制の整備を進めることとなっておりますので、今後、各施設の防犯体制の強化を進めていく際に、地域との交流についても助言・指導を行っていきたいと考えています。書きぶりについては修正を検討したいと思います。

○大渕憲一会長

他に意見があればお願いします。

○郷家貴光委員

12ページの「ハ 市町村や国、他の都道府県との連携」のところですが、今回、修正した部分について、この部分に対する具体的な施策が以下の項目に記載されていないので、項目を追加するか、あるいは既存の二つの項目のいずれかに記載した方が良いと思います。

次に、「4 推進項目と具体的推進方策」のところですが、県警や教育委員会など実際に推進している実施主体が記載されていない箇所が見受けられます。具体的には、32ページの「ロ 自動車・自転車の盗難防止対策の推進」では、「市町村、県民・事業者」のみが実施主体として記載されていますが、実際は県警が中心に進めていると思われます。同じように実施主体の記載が漏れている部分があると思われるので、実施主体の記載を改めて確認していただきたいと思います。

○大渕憲一会長

二つ質問がありましたが、二つ目については、この場で見つけて修正するのは難しいと思われるので、事務局において後で全体を確認してください。なお、この場で回答できるものがあればお願いします。

○事務局

委員からの御意見を踏まえて、もう一度全体的に確認し、必要な修正を行いたいと思います。

○大渕憲一会長

一つ目の質問については、修正した網掛け部分と、それに続く項目、具体的内容が合っていないのではという御指摘でしたが、確かに2つの項目では市町村の取組だけが強調されており、国や他の都道府県との情報交換が含まれていないようにも見えますが、この点はいかがでしょうか。

○事務局

この点についても、改めて表現等について見直しをさせていただきたいと思います。

○大渕憲一会長

他にいかがでしょうか。

○千葉順子委員

いじめ、自殺の低年齢化が進み、教員の方々も苦慮していると思われま。私個人の意見ですが、県警OB等の協力を得ながら各学校に目安箱を設置して、児童・生徒のみならず、PTAの方々も意見を投函することにより、悩みを共有してはいかがでしょうか。

このような県警OBの協力を得ながらの取組は、児童の自殺などの事故防止に繋がると思います。

○大渕憲一会長

いじめ、自殺の低年齢化が進んでいるのではないかと御指摘ですが、この計画に盛りこむべきかどうかは別として、県の担当課が行っている対策等で、今の意見に回答できることがあればお願いします。

○義務教育課

目安箱については、実際に設置している学校もあります。いじめに関しては、大人の日も大切ですが、子どもが自分達でいじめを解決するという主体性も大事であり、実際に児童会や生徒会で目安箱を設置しているケースもあります。警察のOBの力を借りてという御意見でしたが、実際に警察のOBを配置している学校もありますし、県警が行っているスクールサポーターという制度もあり、これにより警察と学校の連携が図られています。

スクールサポーター制度の説明は、県警少年課にお願いします。

○県警少年課

スクールサポーターについてですが、いじめ等の問題を抱えている学校において、警察の視点を取り入れた対応が必要と判断した場合、教育委員会を通じて学校から警察に要請がなされます。この要請を受けた警察では、必要に応じて、警察OBのスクールサポータ

一を派遣し、問題の対応に当たっています。

○大渕憲一会長

今、県警から説明があった部分は、この計画のどの部分に該当しますか。

○小松共同参画社会推進課長

18ページ、19ページの「(3) 各ボランティア団体等とのネットワーク化の促進」のところにスクールサポーターについての記載があります。

○大渕憲一会長

それから、自殺といじめについて、この計画の中心的な課題ではないと思いますが、関連する箇所はありますか。

○事務局

はじめに資料6で御説明したとおり、いじめや自殺への対応については「宮城県教育振興基本計画」や、「青少年の健全な育成に関する基本計画」が中心となる計画と考えています。ただし、本計画でも関連する部分があり、例えば23ページの「(6) 子どもに関する安全教育の推進」の「イ 子ども健全育成」のところに、青少年の健全育成が記載されています。

○大渕憲一会長

他に御意見等があればお願いします。

○藤澤美子委員

29ページの「(12) インターネット・スマートフォン等の利用に起因する犯罪被害や人権侵害等の防止」のところに、「啓発パンフレット・ポスターの配布」と記載されていますが、何かトラブルがあった際に、対面しての相談ではなく、インターネット上での相談窓口など、わざわざ出向かなくても相談できる窓口が必要であると思います。相談する側と受ける側が時間を合わせるのは難しいので、インターネットの掲示板等を利用する方法も良いと思います。

それから、テレビのデータ放送ですが、dボタンにより犯罪に関する広報もできるようですので、チラシ等による広報のみならず、データ放送による広報も活用してはいかがでしょうかと思います。

○大渕憲一会長

広報に関する御意見ですが、担当部局から現状を説明していただければと思います。

○県警生活環境課

サイバー犯罪対策室では、Eメールでの相談を受け付けています。県警ホームページを参照いただければと思います。

○県警生活安全企画課

県警では、セキュリティーメールに登録していただいた県民に対し、犯罪情報等の発信を行っています。そのほか、先ほど、お話しがありましたNHKデータ放送による治安情報の提供や河北新報の協力を得たオンラインの情報発信など、様々なネットワークを活用して情報発信に努めています。

○大渕憲一会長

説明があったとおり、メディアを活用して既に様々な方法で広報を行っているようですが、我々が知らないということは周知が行き届いていないとも言えますので、今後とも周知に努めていただきますようお願いします。

他に意見があればお願いします。

○三浦均委員

37ページの「(20)観光地における情報提供の充実」のところですが、安全・安心について考えると、犯罪の情報提供のみならず非常時の対策についても考える必要があると思います。熊本地震の例を見ますと、約70パーセントの外国人が、どこに行けばよいのか分からない状況であったと聞いています。ホスピタリティの面から考えると、犯罪だけではなく、非常時に対応する情報提供を、全ての観光地において行っていく必要があると思います。

○大渕憲一会長

災害対策については、他に計画があると思いますが、事務局ではいかがでしょうか。

○小松共同参画社会推進課長

災害に関しては、市町村ごとに地域の防災計画を策定しており、様々な施設や事業者の取組を定めていると思います。後で確認しておきたいと思います。

○大渕憲一会長

災害対策については、この計画に直接の関係はないと思われませんが、御質問がありましたので、調べておいていただければと思います。

○大渕憲一会長

他に意見等はありませんでしょうか。基本計画案に関する審議については以上ということによろしいでしょうか。それでは、議題についての審議は以上とします。

次に、今後の進め方について委員の皆様にお諮りしたいのですが、7月の第1回委員会で、基本計画の策定について知事から諮問を受けましたので、委員会としては答申という形で計画案を知事に提出することになります。ただ、本日、最終案に対しても御意見をいただきましたので、さらに調整が必要となりますが、冒頭で説明があったスケジュールを見ますと、今後、県内部での意思決定などがなされることとなりますので、委員の皆様にもう一度集まっていただいて御審議いただく時間はないように思います。幸い、本日、御指摘があった部分はそれほど重大な事項ではなく、皆様に何としても集まっていただいて検討いただく必要があるわけではない気がしますので、御賛同いただけるのであれば、私が事務局と調整し、適切な修正をした上で、答申として取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、そのように進めさせていただきます。

最後になりますが、本日は、普段から安全・安心に御関心を持って活動されている皆様方に集まっていただいておりますので、答申とは別の話題でも結構ですので、この機会に委員の皆様から、何か御発言等がありますでしょうか。特にないようでしたら、以上をもちまして議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

○司会

大渕会長、長時間にわたり、議長をお務めいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様には大変熱心に御審議いただき誠にありがとうございました。先ほど、会長からも御発言がありましたが、計画案の最終的な答申書は、追って、委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、佐野環境生活部長より御礼を申し上げます。

○佐野環境生活部長

本日も、委員の皆様には長時間にわたり、活発な御議論をいただき、大変ありがとうございました。

今年度は、10月の委員改選をまたぎまして、合計3回の委員会を開催させていただきましたが、次期基本計画や防犯カメラの設置・運用に関するガイドラインの策定に当たり、たくさんの貴重な御意見や御提言をいただき、新たな視点や内容を盛り込むことができました。改めて感謝申し上げます。

来年度からは、新たな計画の下で、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくこととなりますが、委員の皆様におかれましては、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、御礼の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○司会

以上をもちまして、安全・安心まちづくり委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。